



あたら いちねん はじ だきがしらしょうがっこう ねが  
 新しい1年が始まりました。滝頭小学校のみなさん、これからどうぞよろしくお願いいたします。

「ほけんしつだより 笑顔」では、保健行事や、からだや心の健康についてお知らせします。おうちのひとといっしょに読んでください。



こんねんど たきがしらしょうがっこう ちやくにん ようごきょうゆ  
 今年度から滝頭小学校に着任しました、養護教諭の  
 竹内香澄（たけうち かすみ）です。  
 からだや心のことについて、何でも話しにきてくださいね。  
 滝小のことをたくさん教えてください！  
 ♡好きなこと♡：歌、ドッジボール、ミュージカル



## ほけんしつ 保健室ってどんなところ？

### できること

- ♡ケガの手当て
- ♡体調が悪い時に休む
- ♡なやみごとの相談
- ♡自分のからだや心について知る、学ぶ

### ほけんしつのルール

- ◇ ケガをしている人や、体調が悪い人を優先して対応します。
- ◇ 担任の先生にことわってから来ます。
- ◇ 保健室では静かにすごします。
- ◇ 保健室から借りたものは、必ず返します。

## けんこうしんだん 健康診断 はじまります！

しがつ ろくがつ けんこうしんだん  
 4月から6月にかけて、健康診断があります。

みなさんの体に病気や調子のよくないところがないか、また、どのくらい成長しているかなどを調べる、とても大切な行事です。

げんき べんきょう うんどう あそび じぶん  
 元気に勉強や運動、遊びができるよう、自分の体の様子をよく知っておきましょう。

## けんこうしんだん を 受けるときの 注意

<p>たいそうふく ようい                  体操服を用意する</p>	<p>こうい せんせい                  校医の先生に                  しっかりあいさつをする</p> <p>おねがい                  します！</p>	<p>めがね                  を使っている人は                  忘れずにもってくる</p>
<p>かみかた                  じゃまにならない髪型にする</p>	<p>からだ                  体をせいけつにしておく</p> <p>お風呂                  お風呂</p> <p>歯みがき                  歯みがき</p> <p>みみそうじ                  みみそうじ</p>	<p>まえ                  前の日は早く寝て                  体調をととのえる</p>

# ●●お世話になる学校医の先生方●●

内科 保崎 晃子先生（塚本医院）  
眼科 湊 多史郎先生（杉田眼科クリニック）  
耳鼻科 武安 陽子先生（武安耳鼻咽喉科医院）  
歯科 林 誠一先生（林歯科医院）  
学校薬剤師 佐野 雅子先生（ときわ薬局）



健康診断や、滝頭小の健康について、相談にのっていただきます。  
よろしくお願ひいたします！

## 保護者の方へ

新しく滝頭小に着任いたしました、竹内香澄です。元気いっぱいの滝頭小の子どもたちに会うことができ、とてもうれしく思います。「ほけんしつだより 笑顔」を通して、保健行事や、保健室からみたお子さんの様子をお伝えできればと思います。ぜひ、お子さんと一緒にお読みください。どうぞよろしくお願ひいたします。



### 【健康診断 結果について】

定期健康診断が始まります。検査・健診の結果、医療機関の受診が必要と思われる場合は「受診のおすすめ」が出ますので、早めに専門医にご相談ください。結果の記入は、医師の記入ではなく、保護者の記入でよいことになりましたので受診後早めに記入し、ご提出ください。よろしくお願ひいたします。（眼科・歯科受診のおすすめは、医師の記入になりますが、文書料がかかる場合には、保護者の方の記入でも結構です。）

学校で行う健康診断は、スクリーニング検査のため、確定診断ではありません。学校から「受診のおすすめ」がでていても、専門医の診断で「異常なし」という結果になることがございますので、ご承知おきください。

どうぞよろしくお願ひいたします。

※就学援助を申請された方は、就学援助が認定された段階で、その疾病により、学校病治療券を出すことができます。必要な場合は、申し出てください。

### 【日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について】

- ・全員の加入をお願いしています。
- ※本校では、10月の引き落としの際に掛け金460円をお預かりし、1月に掛け金を納入しています。
- ・学校管理下（授業中・遠足等も含む）の事故について給付されます。（ただし登下校中の場合は、通学路を通過していた場合のみ、交通事故は対象外）もしも、帰宅後受診した場合は申し出てください。
- ・窓口で1500円以上かかった場合、給付の対象になります。1500円未満の場合は、スポーツ振興センター対象になりませんので、横浜市小児医療証が交付されている方は、横浜市公費医療負担制度をご利用ください。
- ・スポーツ振興センターの利用については、医療証を使用した場合でも、1割の差額が請求できますので、事故が起きた際に相談させていただきます。
- ・学校管理下外（帰宅後・休日のけがで3回以上通院の場合）のけがは、横浜市安全教育振興会（学校で加入）で審査の結果、見舞金が出ます。担任まで申し出てください。



ただし、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは作年度末に配布しました、「横浜市安全教育振興会ご加入に向けてのご案内（令和6年度版）」をご覧ください。